



1 少人数学級の推進……9

文部科学省初等中等教育局財務課

解説1 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」……10

少人数学級の推進 10 / column1 義務標準法に定める教職員定数とは? 10 / 法案提出に至る経緯 11 / 本法律の概要 11 / 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築 12 / 教職員定数に関する加配事由の追加等 13 / その他 14 / column2 東日本大震災に係る教職員定数の措置 14

解説2 義務標準法等の一部改正を受けた、各都道府県の少人数学級に対する取組……15

解説3 「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」の設置……17
検討会議設置の経緯 17 / column3 「少人数学級の実現」まとめサイト 17



2 美術品補償制度の創設

展示会の開催支援を通じた国民の鑑賞機会の拡大……18

文化庁長官官房政策課

本制度の創設の経緯……18

本制度創設の背景 18 / 法案成立までの経緯 21

本制度の内容……22

趣旨・目的 22 / 補償内容 22 / 展示会の要件 23 / 主催者の要件 24 / 施設の要件 24 / 美術品の要件 24 /

対象美術品の取扱基準の遵守 24

本制度の運用……25

補償契約の申込み 25 / 文化審議会における審査 25 / 補償契約の締結 25 / 申請から契約終了までの流れ 26 / 今後のスケジュール等 26

文部科学省 FLASH

古川聡宇宙飛行士の国際宇宙ステーション (ISS) 長期滞在がスタート / 第2期教育振興基本計画の策定について諮問 / 日本科学未来館 Geo-Cosmos 点灯式……〈表紙裏〉

平成23年度第1回「全国就職指導ガイダンス」 / 国際原子力機関 (IAEA) 調査団の高木文部科学大臣表敬訪問 / 平成22年度 (第61回) 芸術選奨贈呈式開催……1

文部科学省 FLASH 特別編

Activity report of MEXT

「平成23年版科学技術白書表紙絵・デザインコンクール」の受賞作品が決定しました……2

少人数学級の推進……4 / 国民が優れた文化芸術を享受するための新たな取組……5

文部科学省 「情報ひろば」 NAVI

皆さん! 「情報ひろば」を知っていますか?……6

国立科学博物館 NAVI

特別展「恐竜博2011」の開催……8

虹の架け橋教室の取組

「虹の架け橋教室」は日本社会への第一歩と希望の未来へ……27

わたしの街の学校支援地域本部

できることを できるときに できることから 自分のできるレベルを選んで支援する学校支援事業 いちき串木野市教育委員会……28

海外教育情報

アメリカ / フランス / 韓国……30

外国語教育の推進

小学校外国語活動の実践例 学校として取り組むために 神奈川県座間市立入谷小学校の取組……32

進む大学教育改革

早稲田大学 / 武蔵大学……34

進化する高専 創造そして実践

津山工業高等専門学校 / 鶴岡工業高等専門学校……38

地域イノベーションシステムの構築に向けて

文部科学省における地域科学技術振興への取組について……42

日本の学術研究を支える科学研究費補助金

科研究費の応募・採択状況……44

海洋科学を支える船舶

気候変動を解明せよ……48

体験の風をおこそう

国立信州高遠青少年自然の家……50

劇場への誘い

人形浄瑠璃文楽 夏休み特別公演 (国立文楽劇場) ……52

博物館なめ歩き

練馬区立 牧野記念庭園並びに記念館……53

展覧会さんぽ

オン・ザ・ロード 森山大道写真展 (国立国際美術館) ……54

ESDの現場レポート

未来づくりESDセミナー……55

NIER 国立教育政策研究所 教育政策研究報告

国際成人力調査 (PIAAC) を実施します……56

NISTEP 文部科学省科学技術政策研究所 成果から見た科学技術政策

日本の代表的な研究者・有識者への意識定点調査から明らかになった日本の科学技術の状況変化……58

クローズアップ

ユネスコ記憶遺産……60

東日本大震災の被災学生・生徒に対する奨学金の情報……62

MEXT Information

国際成人力調査 (PIAAC) が始まります……64

動物たちの生活

キタサンショウウオ (おたる水族館) ……65

表紙 / 「平成23年版科学技術白書表紙絵・デザインコンクール」受賞作品



特集 2 美術品補償制度の創設

展覧会の開催支援を通じた国民の鑑賞機会の拡大

文化庁長官官房政策課



「ルノワール—伝統と革新」展
平成22年4月17日～平成22年6月27日 国立国際美術館

このたび、展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する制度（以下「美術品補償制度」という）が創設されました。この制度によって広く全国で安定的・継続的に優れた展覧会が開催され、国民が世界の多様な文化に接する機会の拡大が期待されます。本誌特集「美術品補償制度の創設」では、この制度の検討の経緯や内容等について紹介します。

本制度の創設の経緯

本制度創設の背景

美術品補償制度は、例えばゴッホ展やピカソ展などの展覧会を開催する際に、海外の美術館等から借り受けた作品に万一損害が発生した場合、その損害を政府が補償するものです。このような美術品の損害に対する補償は、これまで展覧会の主催者が損害保険をかけて対応してまいりました。しかし、現在、国際的テロや大規模災害の発生による保険料率の上昇や、新興国での美術品への関心の高まり等に伴う評価額の上昇により展示美術品の保険料が高騰したため、主催者による負担が困難となつてきています（参考1）。

その結果、我が国において、世界を巡回する大規模な展覧会の開催を断念したり、借り受ける作品の数を減らして展覧会の規模を縮小したりするような事態が生じています（平成17年「ターナー展」の断念、20年「ピカソ展」の主要作品の削減など）。

また、国宝級の作品を借りる場合や他国の展覧会と時期が重なった場合に、政府による補償制度がないことが、交渉上不利になることもあります。さらに、間接的な影響として、保険料の上昇分を収入増で賄おうと、展覧会の内容が人気のある作家やテーマにかたよったり、集客の見込める首都圏のみで開催されたりするなど、収益を重視する傾向が強まっています。

このため、この問題を解決する1つの方策として、政府が損害を補償することにより主催者の保険料負担を軽減する美術品補償制度が検討されるようになりました。

諸外国においては、1970年代半ばあたりから、美術品補償制度が導入されはじめ、現在、既にG8ではロシアを除く各国が、EU加盟国では約6割の国が導入しています（参考2）。これは、国として、「①美術展覧会の文化的・教育的意義を強く認識していたこと」「②保険料等の開催経費の負担を極力減らそうという意識があったこと」によるものと考えられます。また、1978（昭和53）年のユネスコ総会において、美術品補償制度の導入を推進する勧告がなされたことも、各国における制度導入の契機となりました（参考3）。

一方、我が国においては、美術展覧会が美術館

や博物館だけの企画ではなく、百貨店や新聞社の経営戦略の環として開催される場合があったことや、国立の美術館で開催される場合であっても大手新聞社が共催者としてその経費の多くを負担し、公費負担が極めて少なかったことなどから、諸外国に比べてこの制度の検討が遅れていた。

しかし、1990年代のバブル崩壊以降、セゾン（西武）、新宿三越、東武、小田急、伊勢丹といった百貨店などが展覧会事業から次々に

撤退するとともに、大手新聞社も文化事業の人員・経費の削減等により保険料等の経費を負担することが困難になってきたことから、美術品補償制度が本格的に検討されるようになりました。また、平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、国の政策として、文化芸術を振興することの重要性が明確になったことから、文化を支援するさまざまな方策が改めて求められるようになりました。

【参考1】

■著名な芸術家の作品評価額の例

（※評価額は評価時期の為替レートによる）

ピカソ

「夢」…165億円（平成19年）

「パイプを持つ少年」…116億円（平成8年）

ダ・ヴィンチ

「受胎告知」…140億円（平成19年）

「幼子のキリスト」…80億円（平成19年）

ゴッホ

「ドクターガシユ」…115億円（平成3年）

「ひまわり」…54億円（昭和62年）

ルノワール

「ムーランド・ド・ラ・ガレットにて」…109億円（平成3年）

セザンヌ

「果物と生菓子のある静物」…43億円（平成18年）

モディリアーニ

「門番の息子」…36億円（平成18年）

ムンク

「叫び」…93億円（平成19年）

ゴーギャン

「斧を持つ男」…47億円（平成18年）

【参考2】

■主要国における制度導入の契機

・アメリカ（1975（昭和50）年導入）
1970年代半ばのデタント当時（冷戦下の緊張緩和時）、東西間で活発な文化交流が進み、国際的な展覧会に掛かる保険料負担が大きくなり、1974（昭和49）年には、ナショナルギャラリーにて開催された古代中国展覧会およびメトロポリタン美術館で開催されたソビエト連邦との交換展覧会に対して特別法により美術品の損害に対する政府の補償が与えられた。その後、1975（昭和50）年に一般法による補償制度が導入された。

・イギリス（1980（昭和55）年導入）
一般公衆の美術品に対するパブリックアクセスへのニーズが高まり、国の政策として、その円滑化を図り、優れた美術品を鑑賞する機会を拡充するため、美術品の政府による補償制度が導入された。なお、1978（昭和53）年には、ユネスコ総会にて、加盟国における美術品補償制度の導入などを求める「可動文化財の保護のための勧告」が採択されている。

法案成立までの経緯

このような背景を踏まえ、我が国における検討は、平成8年の「21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策「ミュージアム・プラン」を受け、9年に文化庁に設置された「美術品等の流動性を高める方策に関する調査研究協力者会議」により開始されました。また、その後、各種会議の報告、要望等により、制度の必要性等が指摘されてきましたが、制度の導入には至りませんでした。

しかしながら、近年、再び美術品の評価額が高騰したことや、国会での審議等により検討が再開し、21年3月に文化庁内に「美術品等の貸借に係る諸課題に関する調査研究協力者会議」が立ち上げられました。本会議においては、美術品補償制度の創設について有識者を交えた活発な議論が行われ、同年7月に「美術品等の貸借に係る補償の在り方について（審議経過報告）」がとりまとめられました。

また、22年6月の文化審議会の「審議経過報告」においても美術品補償制度の早期導入を求める提言が行われました。

これらを踏まえ、文化庁内において具体的な制度設計に関する検討が進められ、22年10月に、美術品補償制度を創設する「展覧会における美術品損害の補償に関する法律（以下「法」という）案」が第176回臨時国会に提出されました。この臨時国会では、この法案は継続審査となりましたが、本年3月に、第177回通常国会において全会一致で可決され、同年4月に公布（平成23年法律第17号）、同年6月に施行されました。

【参考3】

■可動文化財の保護のための勧告

（仮訳）（抄）1978年11月28日
第20回ユネスコ総会採択

（中略）文化的物件の市場価格の上昇のため、適当な政府保証制度が確立されていない国においては、総合保険の経費が多くの博物館の資力を超えたものとなり、これが国際展覧会その他の諸国間の交流を実施する上で明らかなる障害になっていることに注目し、異なった文化を代表する可動文化財が、人類共通の遺産の一部をなすこと及びそれ故各国が、その保護について国際社会全体に対して道義的責任を有することを考慮し、従って、国家が、可動文化財の効果的保護を確保すると同時にこれに係る危険担保の経費を軽減するような危険の防止及び管理のための措置を強化し、かつ、広く実施すべきであることを考慮し、（中略）1978年11月28日にこの勧告を採択する。

III 勧告される措置

危険担保の資金調達改善のための措置
政府保証

21 加盟国は、次のことを行うべきである。
（a）輸送及び一時的展示の間に可動文化

財がさらされる危険を適切に担保する問題に対して特別な注意を払う。

（b）特に、一部の国に存在するような政府保証制度若しくは保険の歩合免責部分又は超過損害部分を担保することを目的とする国又はいずれかの関係共同体による危険の一部負担制度を立法、規則その他の形式により設立することを考慮する。

（c）このような制度の枠内で、また前記の形式により博物館又は類似施設における展覧の目的のために貸与された文化的物件の損傷、劣化、変質、変形又は亡失の場合の貸与者に対する損害補償を規定する。これらの制度を設ける規定は、このような補償金の支払に関する条件及び手続を明確にすべきである。

22 政府保証に関する規定は、商業目的のための取引の対象である文化財には適用されるべきでない。

【参考4】

■美術品補償制度に関する提言等

昭和53年11月
ユネスコ総会「可動文化財の保護のための勧告」

平成9年7月

「美術品等の流動性を高める方策に関する調査研究協力者会議」の中間報告

平成10年6月

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」付帯決議

平成11年3月

「美術品の貸借に係る補償等に関する調査研究協力者会議」の審議経過概要

平成13年11月

全国美術館会議「要望書」

平成17年7月

在京5社事業部長会要請

平成19年5月

日本学術会議「博物館の危機をのりこえるために」

平成20年3月

全国美術館会議「今後の美術館の活動の発展のために」

平成20年6月

参・文教科学委員会 浮島議員の質問に対する池坊文部科学副大臣の答弁

平成21年1月

参・予算委員会 荒井議員の質問に対する中川財務大臣及び塩谷文部科学大臣の答弁

平成21年7月

「美術品等の貸借に係る諸課題に関する調査研究協力者会議」の審議経過報告

平成22年2月

在京5社事業部長会要請

平成22年6月

文化審議会「審議経過報告」

平成23年1月

文化審議会「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第三次）について（答申）」

※「在京5社事業部長会」とは、朝日新聞、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞および読売新聞の文化事業部長等で構成する会です。

本制度の内容

趣旨・目的

本制度は、我が国の公益的な展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その損害を政府が補償することにより、展覧会の開催を支援し、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています（法第1条）。

この制度により、(万一)損害が生じた場合における()政府の負担の下に、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に多様な展覧会が開催されることが期待されます。また、海外の美術品等を紹介す

展覧会の要件

本制度の対象となる展覧会は、美術品を公共の観覧に供するための催しであつて、次の施設において行われるものを指します（法第2条第2号）。

- ◇独立行政法人国立文化財機構が設置する美術館：東京国立近代美術館、国立西洋美術館、京都国立近代美術館、国立国際美術館及び国立新美術館
- ◇独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館：東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館及び九州国立博物館
- ◇博物館法で定めた「登録博物館」又は「博物館相当施設」

これは、借り受けた美術品の適切な管理が不可欠であるところ、人的・物的面での体制が整っている国立の美術館・博物館のほか、専門的な知識を有する職員配置、一定規模の施設設備の整備、年間一定以上の開館日数などハード・ソフト両面において博物館法の基準を満たす施設であることが適当であるためです。

したがって、これらの施設に該当しない施設で、政府補償の展覧会を企画している場合は、都道府県教育委員会等の担当窓口相談し、政府と補償契約を締結するまでに「登録博物館」または「博物館相当施設」としての指定を受けることが必要です。指定には一定の要件（年間開館日数、学芸員の配置、資料の所有等）を満たす必要があるとともに、相当の期間を要する

ることによる国際文化交流の推進、審査を通じた美術館等の展覧会の企画・運営能力の向上等の効果も期待されます。

なお、このような趣旨・目的を踏まえ、本制度の運用にあたっては、「展覧会の文化的意義・国民的利益」や「美術品の安全管理体制」が極めて重要であり、特に事故防止のための注意義務が主催者には従来以上に求められます。このため、政府が展覧会の内容を厳正に確認することにより、「①海外等の美術品の所有者が安心して出品できる環境の醸成」「②補償金の未払い実績の継続による保険料の軽減促進」「これらを通じた」③本制度の維持・発展」を図っていくこととしています。

補償内容

本制度は、政府補償と美術品保険の給付を合わせることによって、補償契約による補償の対象となる美術品（以下「対象美術品」という）の損害の全額を補償する仕組みとなっています。

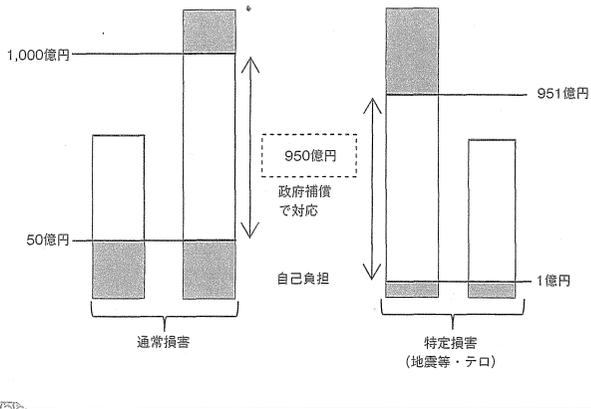
具体的には、政府による補償は一定額（通常損害50億円、地震等・テロ損害1億円）を超えてから発生し、上限が950億円までとなつています（参考5）。「展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（以下「施行令」

と考えられますので、十分な時間的余裕を持った対応が必要となります。

また、本制度は、万が一損害が発生した場合には、政府の負担の下に国が補償を行うこととする。そのため、当該展覧会については、国民各層に多様な美術品の鑑賞機会を提供し、政府による補償制度による支援にふさわしいと認められるものである必要があります。したがって、これらの施設で開催されるという条件に加え、評価額の合計額が50億円を超えるものであることとや営利を主たる目的とするものでないことといった要件を満たす展覧会である必要があります（「展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則（以下「施行規則」といふ）」第2条）。

なお、近年日本において開催された大規模展覧会は以下のようなものがあり、このような展覧会は広く対象となつてくると考えられます（参考6）。また、世界的な評価は高いが日本での知名度が低く、収支が厳しかったため開催が困難であったような展覧会についても広く制度の対象とする。国民が世界の多様な文化に接する機会を拡大を図ることとしています。

【参考5】 政府補償の範囲



という」第1条第3条。したがって、政府補償の対象外の範囲については、従来通り、民間の美術品保険によって対応することとなります。

なお、免責事由についても、基本的に民間の美術品保険と同様となっています。したがって、「故意又は重大な過失」「美術品の固有の瑕疵又は性質」「陸上における戦争危険」「原子力危険」などは政府補償の対象外となります。

【参考6】

近年の大規模展覧会の開催例

- 【平成19年度】
 - ・大回顧展 モネ（国立新美術館）
 - ・フィラデルフィア美術館展（京都市美術館等）
 - ・ロートレック展（サントリーミュージアム等）
- 【平成20年】
 - ・巨匠ピカソ 愛と創造の軌跡（国立新美術館等）
 - ・「コロッセ」展（神戸市立博物館等）
 - ・「ファイナリター展」展（横須賀美術館等）
- 【平成21年】
 - ・T H E ハブスブルグ（国立新美術館等）
 - ・ルーヴル美術館展 美の宮殿の子と「もたち」（国立国際美術館等）
 - ・トリノ・エジプト展（宮城県美術館等）
- 【平成22年】
 - ・オルセー美術館展2010「ポスト印象派」（国立新美術館）
 - ・没後120年「ゴッホ展」（国立新美術館等）
 - ・大英博物館 古代ギリシャ展（神戸市博物館等）

補償契約の申込み

展覧会の主催者が補償契約の締結の申込みをするに当たっては、政府が補償契約の締結の適否を判断できるよう、前述のさまざまな要件を満たすことを示す書類を文部科学大臣に提出しなければならぬこととされています（施行規則第6条）。具体的には、展覧会の趣旨・内容、美術品の名称・価額、主催者の業務体制、施設の構造、美術品の展示・運搬計画等に関する事項を記載した申請書類を提出することとなります。なお、申請書類については文化庁ホームページに掲載しています。

本制度の運用

文化審議会における審査

補償契約を締結しようとする展覧会の採択については、提出された申請書に基づき、学識経験者等から構成される文化審議会美術品補償制度部会の意見を聴いて、財務大臣と協議したうえで、文部科学大臣が決定します（法12条第2項）。その審査は、具体的には、法令上の要件に該当しているかどうかを確認しつつ、①展覧会の企画内容、②展覧会の運営能力、③対象美術品の適切性などについて行います。

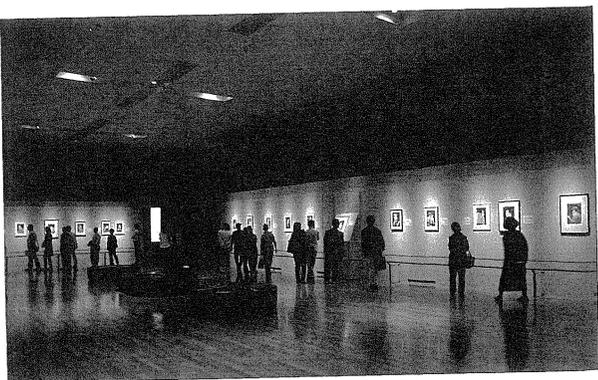
補償契約の締結

文化審議会の審査の結果、採択とされた展覧会については、当該主催者の都合に応じて、一般的には、展覧会の開催日から1〜2か月前を目途に補償契約を締結することになります。なお、主催者が複数の場合は、政府はそのすべての主催者と連名で補償契約を締結します。

【参考】補償契約の締結の限度

政府は、一会計年度内に締結する補償契約の限度額（年間補償契約締結限度額）を毎年度予算総則において定めることとしています（法第5条）。

ただし、本制度は、あらかじめ対象となる展覧会数を固定せずに、要件を満たし、かつ、文部科学大臣が適正と判断した展覧会は、できるだけそのすべてと補償契約を締結しようと考え



特別展「写楽」平成23年5月1日～平成23年6月12日 東京国立博物館

ています。このため、事前調査により算定した本制度の対象となり得る展覧会の美術品の計価額のすべてを足し合わせた額を基に、年間補償契約締結限度額を設定することとしており、平成23年度予算では5500億円を計上しています。なお、当然、本制度の要件等を満たす展覧会がなければ、たとえ補償契約締結限度額に余裕があったとしても、契約は締結しないこととなります。



「オルセー美術館展2010「ポスト印象派」の様子（国立新美術館 平成22年5月26日～8月16日）

主催者の要件

本制度が適用される展覧会は、その支援の趣旨に沿って確実に実施されることが必要であるとともに、損害が発生するリスクを事前にでき

るだけ小さくするため、美術品の管理が適切に行われることが必要です。

したがって、本制度の対象となる主催者は、「展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者」であることが要件とされています（法第3条第3項及び施行規則第3条）。

具体的には、特に、学芸部門や事務部門の組織体制が充実していることや、貸し館やスポンサーとしてではなく実際に展覧会をマネジメントした具体的な実績が重要となります。

施設の要件

本制度の対象となる展覧会を開催する施設は、美術品の損害を防止するために必要な安全性を確保することが必要です。したがって、建物に耐火・耐震性能を有することや適正な温度・湿度・照度を保つことができる設備が設けられていることなどが要件とされています（施行規則第4条）。

なお、これらの施設要件に合致しているかどうかは、提出された申請書の中で確認しますが、耐震基準が強化された昭和56年以降の建造物であって、重要文化財の公開承認施設として指定されている施設や、これまでに複数の大規模展の実績を有する施設などは、概ねこの施設要件をクリアできるレベルにあると考えられます。

美術品の要件

本制度の対象となる美術品は、展覧会のため

対象美術品の取扱基準の遵守

対象美術品の損害の発生を防止するためには、何よりもその損害を惹起する事故を引き起こさないようにすることが重要であり、人為的な努力で対応可能な事故防止策をできる限り充実することが必要です。このため、対象美術品の展示、運搬、保管その他関連する取扱い全般について、安全管理のための基準を定めることとし、その遵守を展覧会主催者に義務付けることとしています（法第6条）。

具体的には、
 ◇対象美術品の展示：監視・警備体制の整備、適正な温度等の保持、防火・防犯設備等の整備、業務マニュアルの作成等
 ◇対象美術品の運搬：学芸員等の専門家の立ち会い、美術品の状態確認、美術品専用車両の使用等

が定められています（施行規則第7条）。

なお、これらの内容は、通常の企画展覧会で実施されている基本的な事項を定めたものであるため、この遵守義務に違反したことによって損害が生じた場合には、その重大性に鑑み、主催者が故意または重大な過失をした場合と同様に補償対象外（免責事由）となります。

申請から契約終了までの流れ

以上を踏まえ、本制度の適用を受けようとする
展覧会の主催者が実際に行う具体的な申請手
続、関連事務等の流れは以下ようになります。

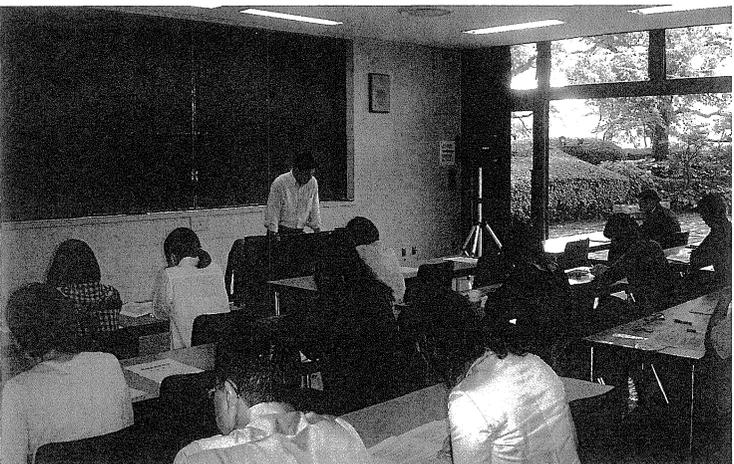
【参考7】

■申請手続等の流れ

- (1) 事前相談（随時）
要件適合性、申請書の記載方法、
提出時期等の確認
- (2) 申請書の提出
事務局による内容のチェック
- (3) 文化審議会における審査
- (4) 審査結果の通知
- (5) 補償契約の締結
申請している展覧会の開催日から
1～2か月前を目途に契約
- (6) 展覧会の開催
- (7) 実施報告書の提出
（展覧会終了後3か月以内）
開催結果の概要（事故の有無を含
む）、収支結果等の報告

今後のスケジュール等

本年6月1日に本法が施行されたことを受
け、6月から7月にかけて、東京、愛知、兵
庫、広島、福岡、青森、宮城において、計10回



美術品補償制度説明会の様子 於 福岡市美術館 平成23年6月17日

にわたり本制度の説明会を行いました。
今後は、本制度の対象となる展覧会の開催に
向け、申請の受付及び審査の準備を速やかに進
めてまいります。なお、具体的なスケジュール
は以下になっております。

【平成23年】

- ◇7月 第1回申請（末日締め切り）
対象となる展覧会
：23年10月～24年1月開催
- 8月 文化審議会における審査、結
果の通知
- 9月～12月 補償契約の締結
- ◇11月 第2回申請（末日締め切り）
対象となる展覧会
：24年2月～5月開催
- 12月 文化審議会における審査、結
果の通知

【平成24年】

- 1月～4月 補償契約の締結
- ◇3月 第3回申請（末日締め切り）
対象となる展覧会
：24年6月～9月開催
- 4月 文化審議会における審査、結
果の通知
- 5月～8月 補償契約の締結

（注）このスケジュールは平成23年7月現在のものであり、今後
変更されることがあります。

次号予告 8月号 2011年8月10日発行

特集 ライフ・イノベーションの推進 国際社会をリードする人材の育成

—国際交流政策懇談会 最終報告書を踏まえて— 他

※金額およびタイトルは予告なく変更する可能性があります。ご了承ください。

◆MEXT.61 文部科学時報 2011年7月号 No.1627 7月10日発行

◆著作権所有 文部科学省◎
企画・編集 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: 03-5253-4111 (代表)
E-mail: mextjnal@mext.go.jp
URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/jihou/index.htm

◆発行所 株式会社ぎょうせい
本社: 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部: 〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11
TEL: 03-6892-6666
0120-953-431 (フリーコール)
URL: <http://gyosei.jp>

◆印刷所 ぎょうせいデジタル株式会社

本誌掲載記事を無断で転載、複製することを禁じます。
本誌掲載記事のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

文部科学時報 購読のご案内

文部科学時報は、お近くの書店または直接のお申し込みにてお求めになれます。
また、毎月お手元にお届けする年間購読は送料サービスでご利用いただけます。この機会にぜひお申し込みください！

◎1冊700円【本体667円】(〒92円) ◎年間購読料8,400円(1年間12冊)(送料サービス)
ただし、増大等、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。

お申し込みフリーダイヤル: 0120-953-431 (土・日・祝日を除く)

本誌は働きようせいホームページからご注文いただけます。 <http://gyosei.jp/>

animal's life 動物たちの生活

おたる水族館
北海道小樽市祝津3丁目303番地
<http://otaru-aq.jp/>



キタサンショウウオの幼生

キタサンショウウオはユーラシア大陸にも生息していますので日本固有種ではありませんが、国内では釧路湿原にしか生息していません。1954年に釧路市で見られた時には、北海道が大陸と陸続きだったことを証明する生き証人として話題になりました。

当館では1997年に本種の飼育展示をスタートさせ、その過程で飼育下における繁殖研究をあわせて行ってきましたが、歴代の担当者が成功していない中、2004年に魚類飼育課に配属されたばかりの私が飼育・繁殖の担当になりました。飼育のノウハウも解らない私にとって「繁殖」はあまりに高いハードルでした。そんな中ヒントになったのは「自然環境に近づけるのが大切では？」という部下の言葉。「そっか！彼らが生活する釧路湿原にできるだけ近づけよう！」そう思い立ちシステムを試行錯誤して4年、



キタサンショウウオ

ついに水槽内で産卵と受精しました。

この喜びは非常に大きいものでしたが「無事に成長させなければ！」という思いが強く、ふ化した幼生たちを見ても、カワイイという感情が芽生える余裕はありませんでした。毎日、餌を食べているか？水は汚くないか？と心配ばかり。まさに箱入り娘のように育てられた幼生たちはやがて変態期(えら呼吸の水中生活から肺呼吸の陸上生活への準備)を過ぎ、親と同じ姿に成長しました。1年以上経過した今でもその飼育には気を使っています。

今年もまた産卵がありました。昨年とは違い、少しばかりのゆとりを持ってカワイイ時期を楽しみながら育てて行きたいと思っています。

(飼育部魚類飼育課 高橋 徹)